

議第1号議案

別居・離婚後の親子交流の促進と子の養育に関する法改正及び共同親権
規定の整備を求める意見書

別居・離婚後の親子交流の促進と子の養育に関する法改正及び共同親権規定の整備を求める意見書を、ふじみ野市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和3年3月12日

提出者 ふじみ野市議会議員

民 部 佳 代

賛成者 ふじみ野市議会議員

小 高 時 男

塚 越 洋 一

伊 藤 美 枝 子

鈴 木 啓 太 郎

ふじみ野市議会

議 長 小 林 憲 人 様

別居・離婚後の親子交流の促進と子の養育に関する法改正及び共同親権規定の整備を求める意見書

2013年、我が国は、ハーグ条約（国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約）に批准しました。当該国際条約への批准によって、国際結婚が破綻した夫婦どちらかの一方が子どもを連れ去る事案に対し、解決を見出す端緒となりました。

他方、国内における日本人同士の結婚が破綻し、夫婦どちらか一方が子どもを連れ去った場合、刑法第224条の未成年者略取罪の構成要件に該当する可能性のあるものの、連れ去った側に有利な結果になることが少なくありません。無論、有責配偶者にあつては、特に夫または妻等からの家庭内暴力（DV）等、子の生命・身体に危険がある場合については、一刻を争う事態であり、緊急避難措置（違法性阻却）として、一時的な子どもとの避難を認めるべきであり、何より優先すべきは子どもの最善の利益です。

しかし、家庭内暴力（DV）等の有責事由がなく、一方的に子どもを連れ去られた側からすると、生きる希望すら失う事態であり、うつ病や自殺に至るケースも存在します。また、調停や協議離婚で、民法第766条で定める面会及びその他の交流を取り決めても、音信不通となり、一方的に約束を破棄し、実質的な連れ去りに発展するケースも少なくありません。

2020年には、欧州議会の請願委員会から、国連の児童の権利条約と整合するように、共同親権を規定する法改正を実施せよとの決議がなされています。

こういったことに鑑みると、子どもの福祉のために、別居・離婚後の親子交流を円滑に進める方策や共同養育の誠実な実行、共同親権の法整備を早急に進めるべきであり、とりわけ、共同親権の対応がなされていないことは国際的な非難を受ける事柄であるうえ、立法の不作为といえます。

よって、政府においては、下記のことを実施するように強く要望します。

記

- 一 別居・離婚後の親子交流を円滑に進める法改正
- 一 共同養育義務違反者への法的対応強化
- 一 共同親権規定の法整備

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和 年 月 日

埼玉県ふじみ野市議会

提出先
内閣総理大臣
法務大臣
厚生労働大臣